

# やまぐち絶景スポット発掘事業に関する実施業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

やまぐち絶景スポット発掘事業に関する実施業務

## 2 業務の目的

本県の新たな観光キャンペーンにおける「絶景」コンテンツとして、第二の元乃隅神社となるような、訴求力の高い絶景スポットを、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が主催する SNS を活用したフォトコンテストによって発掘するとともに、県民投票を行うことにより、今後の観光施策の推進力となる県民の観光に対する意識の醸成を図る。

## 3 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

## 4 業務概要

- (1) 事務局の設置運営
- (2) WEBサイトの制作
- (3) SNS（インスタグラム）を活用したフォトコンテストの実施
- (4) オンライン県民投票の実施

## 5 業務内容

### (1) 事務局の設置運営

本業務の運営に当たり、円滑に事業を遂行するため、観光連盟と十分に調整の上、業務全般を一元的に管理する事務局を設置し、業務を適正かつ確実に実行すること。

### (2) WEBサイトの制作

本業務に関するWEBサイトを構築し、以下の情報等を掲載すること。

- ・フォトコンテストの募集に関すること
- ・フォトコンテストの結果に関すること
- ・県民投票の受付に関すること
- ・県民投票の結果に関すること

リンクバナーを制作し、観光連盟のサイト「おいでませ山口へ」

(<https://yamaguchi-tourism.jp/index.html>) とリンクさせること

### (3) インスタグラムを活用したフォトコンテストの実施

#### ア) フォトコンテストの企画

以下の概要を基に、インスタグラムを活用したユーザー投稿型のフォトコンテストを企画・運営すること。なお、詳細は当連盟と協議の上、決定することとする。

#### フォトコンテストの概要

募集テーマ：「やまぐち絶景穴場スポット」

募集期間：令和5年10月上旬～11月下旬まで

結果発表：令和5年12月下旬

入選作品数：15作品（スポット）

入賞賞品：入選者に対して送付（受託者が賞品を用意し、発送する）

※ 応募者は、観光連盟がパンフレット、WEBサイトやSNS等によるプロモーション（観光連盟が許可した第三者を含む。）を目的として応募作品を使用することについて、受賞の有無に関わらず、無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信等を行うことを了承するものとする。

#### イ) フォトコンテストの運営

事務局として以下の業務を行うこと。

- ・ フォトコンテスト応募要項の作成
- ・ 応募作品の集計及び整理
- ・ 応募作品のデータ及び応募者情報の管理
- ・ 入賞作品に係る選定基準の作成
- ・ 賞品の選定及び手配  
(賞品は、受託者の提案に基づき観光連盟と協議の上で決定する)
- ・ 入選作品の本人確認作業
- ・ 結果発表
- ・ 入賞者への賞品の発送及び到着確認
- ・ その他フォトコンテストの運営に必要な業務

#### ウ) フォトコンテスト募集の周知・広報

事務局として以下の業務を行うこと

##### ① フォトコンテストの募集案内の作成

本業務に関するWEBサイトの中に、フォトコンテストを紹介する専用ページを制作すること。

##### ② インスタグラム等による広告の実施

フォトコンテストの周知を図るため、観光連盟公式インスタグラムアカウントを使用して、コンテストの周知や応募を募る投稿を行うとともに、効果的なターゲットを設定した上で Meta 広告の出稿等によりユーザーへの周知を

図ること。

③ 結果発表の周知・広報

専用WEBページの中に、入賞作品や入賞者等を紹介する審査結果ページを制作し、公表すること。

エ) その他、より効果的な独自提案は観光連盟と協議の上、決定すること。

(4) オンライン県民投票の実施

ア) オンライン県民投票の企画

以下の概要を基に、オンライン上の県民投票を企画・運営すること。なお、詳細は観光連盟と協議の上、決定することとする。

**県民投票の概要**

投票期間 : 令和6年1月下旬～2月下旬まで

結果発表 : 令和6年3月上旬(上位5作品まで公表)

投票対象 : フォトコンテスト入賞15作品を対象に投票を求める

投票資格 : 県民(県内在住であること)

賞品 : 抽選で投票者に対して送付

(受託者が賞品を用意し、発送する。)

イ) オンライン県民投票の運営

事務局として以下の業務を行うこと。

- ・ 県民投票の応募要項の作成
- ・ WEBページ上に投票フォームの設定
- ・ オンライン投票の受付事務
- ・ 投票情報の集計及び整理
- ・ 投票者の個人情報の管理
- ・ 賞品の選定及び手配

(賞品は、受託者の提案に基づき観光連盟と協議の上で決定する)

- ・ 投票結果の報告
- ・ 結果発表
- ・ 賞品当選者の抽選及び当選者への賞品発送・到着確認
- ・ その他、県民投票の運営に必要な業務

#### ウ) オンライン県民投票の周知・広報

##### ① 県民投票の募集案内の作成

本業務に関するWEBサイトの中に、県民投票を紹介する専用ページを制作すること。

##### ② インスタグラム等による広告の実施

オンライン県民投票の周知を図るため、観光連盟公式インスタグラムアカウントを使用して、県民投票の周知や投票を募る投稿を行うとともに、効果的なターゲットを設定した上で Meta 広告の出稿等によりユーザーへの周知を図ること。

##### ③ オンライン投票結果の発信

専用WEBページの中に、投票結果を紹介するページを制作し、公表すること。

エ) その他、より効果的な独自提案は本連盟と協議の上、決定すること。

## 6 予算限度額

2, 940千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7 成果物

次の成果物を、本業務終了後の10日以内に提出すること。

- (1) 業務終了報告書 2部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等
- (3) 当該業務の遂行過程で制作したもの

## 8 留意事項

- ・ 委託者の判断により、本業務を中止することとした場合は、中止が決定した日までに実施した業務（業務実施にかかる準備含む）を本委託業務の内容とし、その業務内容に要した経費を委託費とする。
- ・ 具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。
- ・ 今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権、その他の一切の権利は、観光連盟に帰属するものとする。
- ・ 業務内容は、委託者・受託者の協議により追加、修正、削除することがある。
- ・ 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。